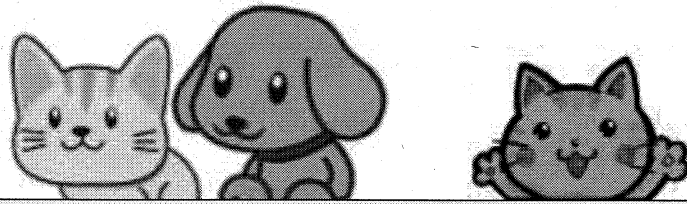


「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」が改正されました。



～ 犬や猫を飼っている皆さんへ～

多頭飼育届出制に猫が加わりました！



県条例では、犬を10頭以上飼っている場合には、県へ届出をお願いしておりました。平成26年7月からは、届出の対象に、猫も加えることとし、猫を10頭以上または犬と猫を合計10頭以上飼っている方にも届出をしていただくこととなります。

届出先は県動物指導センターになります。届出用紙は県動物指導センターまたは、お住まいの市町村担当課に備えてあります。

※県動物指導センターのホームページからもダウンロードできます。

◎お飼いになられている犬または猫の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境を保全し、犬または猫の適正飼養をさらに推進するため、多頭飼養の届出に猫を追加するものです。

なお、犬または猫を10頭以上飼っていても、以下の方は届出は必要ありません。

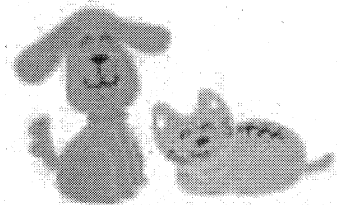
- ・ノラ猫の保護などのボランティア活動をしている方
- ・動物取扱業者の方

※飼う猫が外にいることで病気・交通事故・望まない妊娠・糞尿等のトラブルのリスクが高まります。

県では、猫を飼っている方に屋内飼育をお願いしています。



猫の飼い主の皆さん、
愛猫のためにも、もう一度
飼い方を見つめ直してみませんか！



茨城県保健福祉部生活衛生課

お問い合わせ先：茨城県動物指導センター 〒309-1606 茨城県笠間市日沢47

電話 0296-72-1200

H26.4作成